

光市公告第68号

光市広告付き窓口番号案内システム設置業務の委託について、公募型プロポーザルに係る手続を開始するため、下記のとおり公告する。

令和2年10月9日

光市長 市川 熙

記

1 業務名

光市広告付き窓口番号案内システム設置業務

2 業務内容

光市広告付き窓口番号案内システム設置業務仕様書のとおり

3 履行期間

契約を締結した日から5年間

4 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

- (3) 公告の日から審査選定の日までの間のいずれの日においても、本市若しくは他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、この限りでない。
- (5) 過去5年間において、他の地方公共団体において広告付き窓口番号案内システム設置業務の実績を有すること。

5 手続等

- (1) 光市広告付き窓口番号案内システム設置業務公募型プロポーザル実施要領等（以下「実施要領等」という。）の入手方法

光市ホームページ (<https://www.city.hikari.lg.jp/>) に実施要領等を掲示するので、光市ホームページから入手すること。

- (2) 参加申込書の提出

ア 提出場所

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号
光市市民部市民課戸籍住民係

イ 提出期間

令和2年10月9日（金）から令和2年10月20日（火）までの日（光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法

にて提出期間最終日までに必着とすること。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出場所

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

光市市民部市民課戸籍住民係

イ 提出期間

令和2年11月4日（水）から令和2年11月10日（火）までの日
（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法
にて提出期間最終日までに必着とすること。

6 審査・選定等

(1) 選定審査

光市広告付き窓口番号案内システム設置業務委託業者選定委員会によ
り行う。

(2) 選定審査方法

提出された企画提案書の内容により、業務の受託に最も適した者を特
定する。

7 その他

(1) 本手続に関する照会窓口は、光市市民部市民課戸籍住民係（電話（0
833）72-1421）とする。

(2) その他詳細は、実施要領等による。